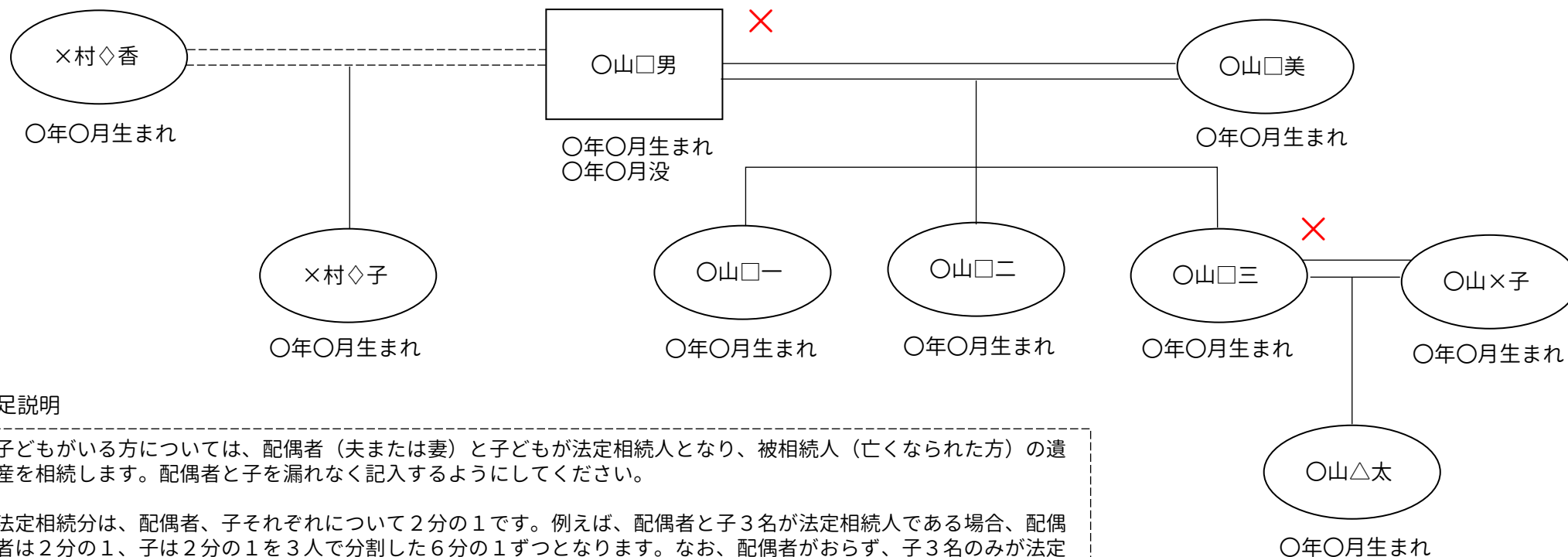


例1 被相続人（亡くなられた方）に子どもがいる場合

記号の使い方(例)

=	婚姻（結婚）関係
===	以前の婚姻関係（離婚成立済み）
×	既に亡くなった方の目印
□	被相続人（今回亡くなられた方）
○	関係者



補足説明

- 子どもがいる方については、配偶者（夫または妻）と子どもが法定相続人となり、被相続人（亡くなられた方）の遺産を相続します。配偶者と子を漏れなく記入するようにしてください。
- 法定相続分は、配偶者、子それぞれについて2分の1です。例えば、配偶者と子3名が法定相続人である場合、配偶者は2分の1、子は2分の1を3人で分割した6分の1ずつとなります。なお、配偶者がおらず、子3名のみが法定相続人となる場合、子が3名で3分の1ずつとなります。
- 被相続人に離婚歴がある場合、当時の配偶者との間の子も法定相続人となります。当時の配偶者は法定相続人とはなりません。弁護士相談の際は、人物関係把握の資料として記載いただくことをお勧めします。
- 被相続人の配偶者に連れ子（前の配偶者との間に生まれた子）は、法定相続人とはなりません。弁護士相談の際は、人物関係把握の資料として記載いただくことをお勧めします。
- 法定相続人となる子には、養子（養子縁組をした子）や非嫡出子（認知をした子）が含まれます。
- 子が被相続人より先に亡くなっている場合、孫やひ孫が法定相続人となります（代襲相続制度）。当てはまる子がいる場合は、孫やひ孫をご記入ください。

NLO

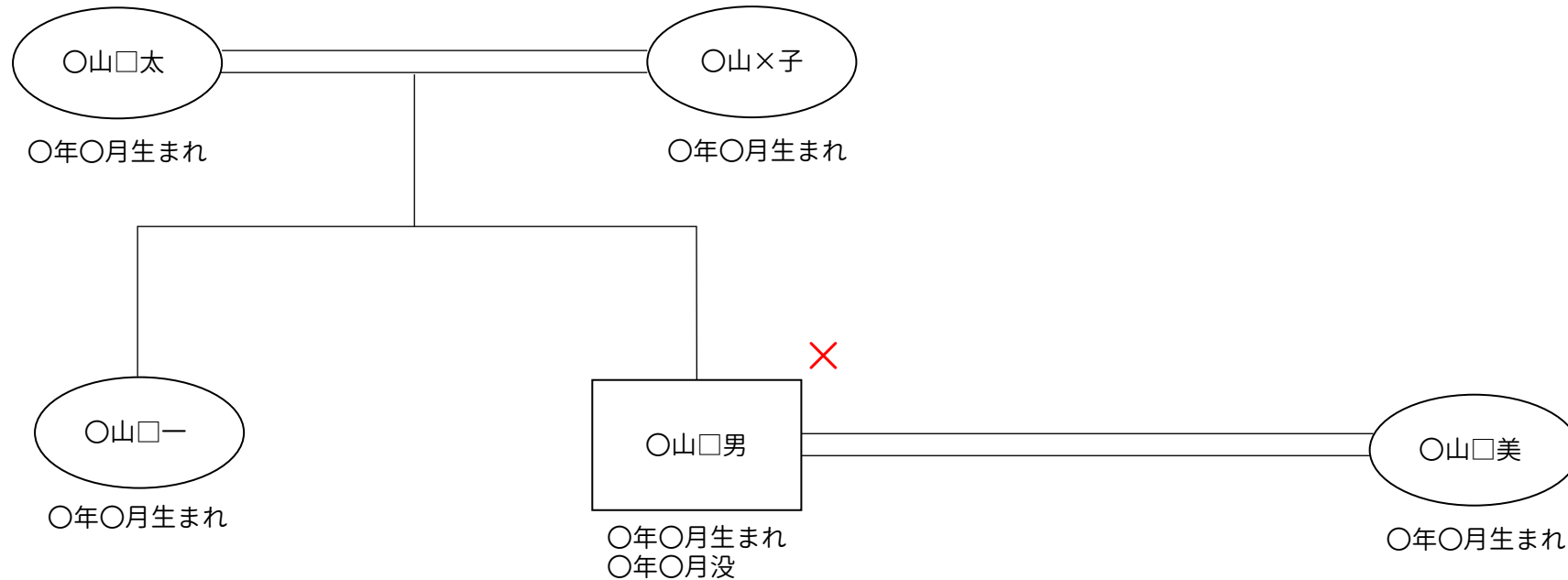
永井法律事務所

<https://nagailaw.com>

例2 被相続人（亡くなられた方）に子どもがない場合

記号の使い方(例)

=	婚姻（結婚）関係
===	以前の婚姻関係（離婚成立済み）
×	既に亡くなった方の目印
□	被相続人（今回亡くなられた方）
○	関係者



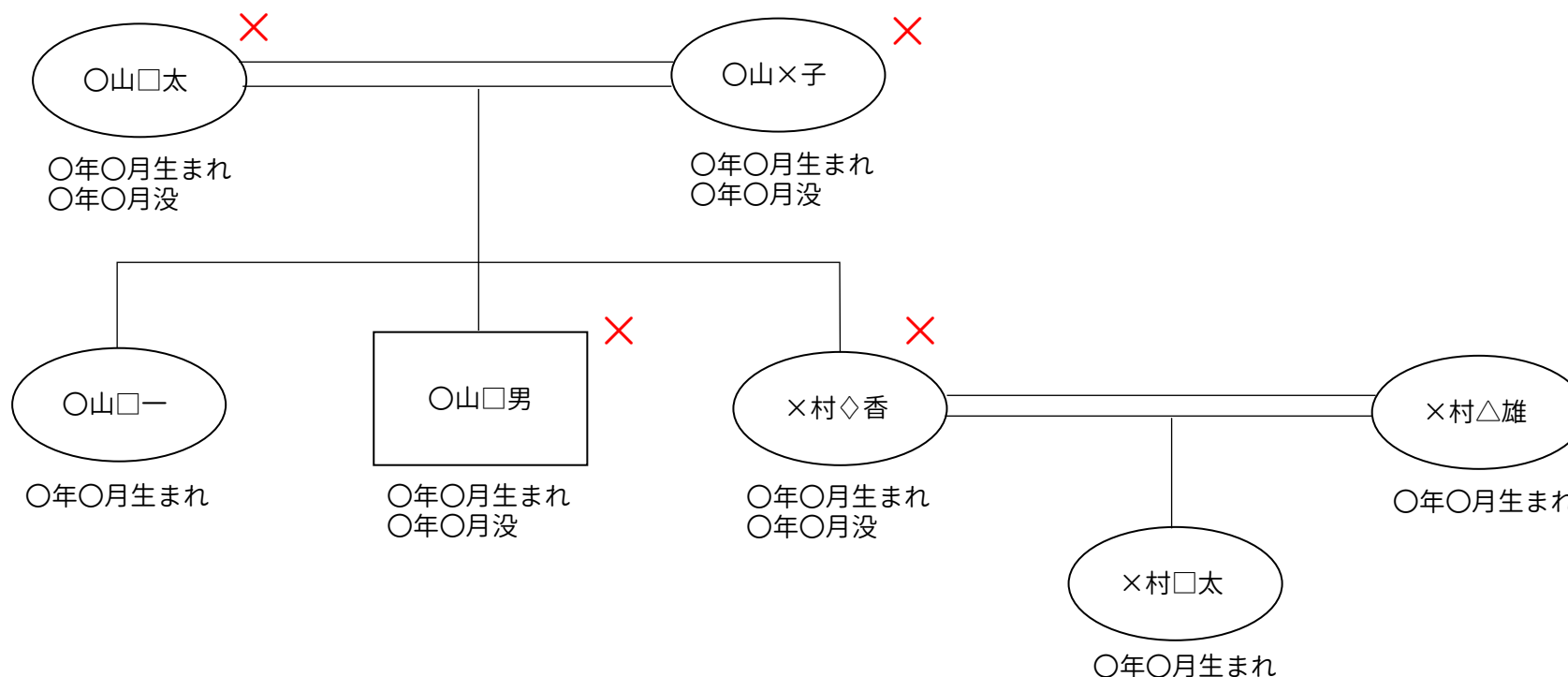
補足説明

- 子どもがない方については、配偶者（夫または妻）と直系尊属（父母、祖父母など親子関係でつながっている方）が法定相続人となり、被相続人（亡くなられた方）の遺産を相続します。配偶者と父母、祖父母などを漏れなく記入するようにしてください。
- 法定相続分は、配偶者3分の2、直系尊属3分の1です。例えば、配偶者、被相続人の父、被相続人の母の3名が法定相続人である場合、配偶者は3分の2、被相続人の父母は3分の1を2人で分割した6分の1ずつとなります。なお、配偶者がおらず、父母のみが法定相続人となる場合、父母2名で2分の1ずつとなります。
- 法定相続人となるのは、被相続人本人の直系尊属のみです。配偶者の直系尊属は、法定相続人とはなりません。
- 被相続人が養子である場合、養父母とその親も直系尊属として取り扱われます。

例3 被相続人（亡くなられた方）に子ども、直系尊属がいずれもない場合

記号の使い方(例)

=	婚姻（結婚）関係
===	以前の婚姻関係（離婚成立済み）
×	既に亡くなった方の目印
□	被相続人（今回亡くなられた方）
○	関係者



補足説明

- 子ども、直系尊属がいずれもない方については、配偶者（夫または妻）と兄弟姉妹が法定相続人となり、被相続人（亡くなられた方）の遺産を相続します。配偶者と、被相続人の兄弟姉妹を漏れなく記入するようにしてください。
- 法定相続分は、配偶者4分の3、兄弟姉妹4分の1です。例えば、配偶者、被相続人の兄、被相続人の妹の3名が法定相続人である場合、配偶者は4分の3、被相続人の兄と妹は4分の1を2人で分割した8分の1ずつとなります。なお、配偶者がおらず、兄と妹のみが法定相続人となる場合、兄妹2名で2分の1ずつとなります。
- 兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合、その子（被相続人の甥、姪）が法定相続人となります（代襲相続制度）。当てはまる甥や姪がいる場合は、ご記入ください。

NLO

永井法律事務所

<https://nagailaw.com>